

あえまゝ。内容的にあえまゝでも、現在の財政状態からあえ
た時に人件費、管理職手当云々という事も出まわつたわけ
ありまゝ、しかしまうした事、金然出ないという事は、職
の優遇的なものに対しては悪いとは言われないが、基準税率に
定められた範囲内ならばよいのであるからあえまゝ
すゝめ、わいのあえまゝと非常に休暇が多いのであるから
とあえます。一般職員の父や母が死に、十日間の有休があるとし
るならば、はたして十日間は、はたしてこれだけのものが必要
どうかという事を知つたならば、ほんとうに使えぬ時間から
いくと時間のロスがあるのではなからうかとあえます。又、その職
員の生休日という事も、恐らく無給であるのだから、三
日以内となつております。しかもしはいは有給であると同時に
職員が結婚する時は五日以内となつておるが、結婚の場合、自

は五日とはつきりした方がよいのではなからうかとあえます。あ
内容的に一般に私もこういう、就業規則等を作る場合や
ましくやつてゐる関係と、あえまゝは多少違うかも知れませんが、第
一、五項の生休日の勤務を著しく困難のため、勤務しない事は
つき請求があった時三日以内という点の意味もわからないうで
あつて、職員の生休日という事は男にはあり得ないし、職員とい
うのは男も七ついて職員というのであると思ひます。こうした
字句的なあえまゝありまゝの、本件について私の話した点を勘合
せの上、世帯委員会に付託し、慎重審議願つた上で決定してい
ただきたいとあえまゝおります。

十一番（大久保一郎）議長

十一番（高橋千春）十一番

十一番（大久保一郎）おそ議長さんから貴重なる御意見がございしたか

総務課長に切迫したい。あすの、年次休暇は、ナツタ君には、イ
日と云え、いなの、あ、どうか。

総務課長「大野君、一年次休暇について、は、第八条に、一年を通じ、マニ
日、ただし、二月以降、ナツタ君は、十八日、三月、十七日間、四月、十六日間
というように、大、い、い、日、によ、日、数、が、減、じ、ら、い、マ、切、り、ま、し、マ、
一年、次、と、勤、め、た、者、が、ら、い、マ、二、十、日、間、を、与、え、る、と、い、う、事、に、な、つ、マ、い、わ、
け、が、ふ、い、ま、す、。

「ナニ番（大久保一郎）議長

「議長（高橋千春）「ナニ番

「ナニ番（大久保一郎）「もちろ、労働基準法は、最低を、定め、る、も、の、で、あ、マ、
大、い、と、出、し、マ、も、さ、し、マ、え、な、い、と、思、い、ま、す、が、や、は、り、基、準、法、
の、も、の、の、趣、旨、が、ら、あ、る、と、い、分、検、討、を、加、え、な、げ、ら、ば、な、ら、な、い、と
あ、え、ま、す、。ナニ番議員さん、の、御、意、見、も、最、も、だ、と、思、い、ま、す、の、で、本

件については、総務委員会に付託して、審議した方が、良、い、し、か、ら、う
と、あ、え、ま、す、。

「ナニ番（神野謙三）議長

「議長（高橋千春）「ナニ番

「ナニ番（神野謙三）「もちろ、労働基準法には、最低の、問題、が、取、り、決、め、ら、る、
事、は、事、実、で、あ、る、。私、は、年、次、休、暇、等、に、つ、い、マ、は、日、数、も、は、な、い、と、い、
へ、マ、で、あ、る、と、い、う、て、お、る、わ、い、で、。こ、う、条、例、に、お、い、マ、も、一、何、年、何、月、
を、も、つ、基、準、と、す、る、と、い、う、規、定、も、な、く、私、は、法、に、従、つ、マ、や、る、が、ら、
ば、労働基準法、が、あ、る、い、だ、か、ら、大、い、に、従、つ、マ、休、暇、等、の、条、例、を、は、つ、
き、作、ら、な、い、と、私、は、提、案、し、マ、い、の、で、あ、り、ま、す、。た、だ、し、大、の、問、題、
に、つ、い、マ、は、総、務、委、員、会、で、十、分、検、討、し、マ、ほ、し、い、と、要、望、し、マ、お、き、ま、す、。

「ナニ番（大久保一郎）議長

「議長（高橋千春）「ナニ番

「エ、番（大久保）郎」基礎紙は最低を示し、とはとらぬくてもいいという事を話したのである。労働基礎紙には一年以上、八十%以上の勤めた者は幾日もうえるという事を決めるので、一年間毎に一日を加え、二十日を越えなくてはならない事に依るおろのである。いく日と決める事について他に関連もあるかと思ひますし、最低の基礎紙をなくともさしつかえないと思ひますので、関連した問題を調べたい。で最終の日を決めるべきだと思ひます。

一、四番一天昭香位一議長

一議長(高橋千春) 四番

二四番「大沼香江」これは理事者として職員組合と協議されておける問題と承えておきます。基礎紙に則との問題と。そういうものを明末やよという事は必要ないかも知れませんが、人の間に於ける職員組合との関係交渉してできたものと推察するものでございます。

私は基準法に基いたものを明示する事は畢竟ないが、組合組合
と交渉し、改定する余地があるかどうかという事について、理事長
はどのように考えられているか御答へ願いたいと思ひます。

一助役（森田幸造）先程申し上げました通り、すでに改正案の内容についてき
ましては、組合職員も了承してかりまして、たとえば年次休暇にし
てもこれらを明確にいたしましたし、運営の適正を期したいという意
味から御提案申し上げた次第でございますが、本改正案の内容で休
暇が与えらるゝたわけで、現実の問題として、は神野爆議員さん
の趣旨に従って交渉してまいります。実現は困難なところがあります。

一、方番(神寶森保)議長

一議長高橋千春一介番

「一番重要材料」 私は細部の内容については総務委員会でも十分審議して
いたと思いますが、一つの条例を基本として残すなら

する各例案議案第八号を議題に供します。事務局として
議案の朗読をいたさします。

一 議案事務局（野崎薫） 朗読

一 議長（高橋千春） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役（森田幸造） 議案第八号について説明申し上げたいと存じます。
本条例案の改正はすでに定めらるる各例の別表の職名中、課
長補佐、栄養士、管理人の三点が新たに生じましたので、これを付
加させました。この事と、同表備考中、固定宿泊施設に
宿泊しない場合には乙種方に宿泊したものとする。という条項を
付加させました。この内容の整備をいたしたいと思ひます。
附提案申し上げた次第でございます。

一 議長（高橋千春） このより質疑を行います。

一 一 番（神野操） 議長

一 議長（高橋千春） 一 番

一 一 番（神野操） この課長補佐は、何とするのか、はたして必要なり
かどうか、課長の下に課長かいるであらう。事務の担当から課長
補佐の姿を勘定したいと思ひます。

一 総務課長（大野武） 現在の事務分掌規定によりますと、課長補佐は
課長を補佐するところですが、ございませう。

一 一 番（神野操） 議長

一 議長（高橋千春） 一 番

一 一 番（神野操） もちろん、うたててあります。もれ仮に総務課長補
佐のございました場合、はたして事務の上から、いだけの必要性か
あるのか、現在に於いてです。

一 一 番（神野操） 議長

一 議長（高橋千春） 十五番

二十五番(堀野鉄次郎) 本件について、理事者から明確な回答をいただいたく
のめりだと思ひます。

「暫の間答弁なし」

二十番(天久保一郎) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

二十番(天久保一郎) 議長神佐について、いろいろ難点のある問題だと思ひます。しかし今後人事のために設ける事は是非やめようといふべきものについて規定のある事には反対するものではないと思ひます。このよう問題は職責のためにやる事のないように特にお願いいたします。

一十番(神野藤操) 議長

一議長(高橋千春) 十一番

一十番(神野藤操) 私の質問に対して回答がいかうしたのか。

「休憩」と呼ぶ者あり

一議長(高橋千春) 暫時休憩いたします。

休憩 午前九時五十五分

開議 午前十時十五分

一議長(高橋千春) 休憩前に引き続き会議を行います。議案第一十一号に対する質疑を続行いたします。神野藤操議員に対する質疑の答弁を願ひます。

一総務課長(大野忠一) 先程より議員さんからの質問に対して、お答えいたします。総務課としてしましては、必要ならば、町長に申し入れをするわけでありまして、現在のところは設ける必要はないと思ひます。

一町長(石川常太郎) 現在一課だけ課長補佐を置いておられますが、これは必要と認められて置いたわけでございます。人の他は必要は

然りまんのや置いておれまん。将来はわかりませんが、どうし
ても必要と然りれば置きまらん。現在のところ、こういう考えは
ありません。

議長（高橋千春）これにて質疑を総結いたします。おわかりいたし
ます。議案第八号は原案通り決すかに附帯議事ありませんか。

（附帯議事なしと仰る者あり）

議長（高橋千春）附帯議事なしと認めます。よって議案第八号は
原案通り可決いたしました。

議長（高橋千春）日程第十一号は職員の退職手当金支給条例の一部を改
正する条例案、議案第九号を議題に供します。事務局を以て
議案の朗読をいたさします。

（議事事務局（野崎重）朗読）

議長（高橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役（森田幸造））議案第九号につきまして説明申し上げます。

本条例案の改正は、従来職員以外の公務員が、当時の公務員となっ
て退職した場合に勤続年数を加えることによりおりました。が、当時
は人の求めに依りて条例を作ったわけであり、実際の施
行にあたりは、ほとんどが当時以外に条例を定めおれまん
ので、他の地方公共団体にはた場合でも人の勤続年数は加え
るおれまんので、他の市町村との均衡をはかる意味から、新
たに当時は、そういう方は市長が認めない限り算定しない
という事がございます。尚詳細については担当課長から後
明いたします。

（総務課長（大野忠））要点につきましては、たいてい助役から説明
された通りでございます。第八号の五項中、引き続いて職員
となったときにはおれまんの者の下に、当時の職員以外の地方公務

員として引き継ぐ。他から用職した場合、通算さへかとい
う規定にならずに切りますか、三カ年ではほとんどど
か入るという規定
かございさんので、削除したわけであり。カッ
権者の求めによりあり、教育委員会等の行政委員会
も任命権者にならず切りますか、特に必要であるとい
う理由で当
時に採用した場合、町長が特に通算が必要であるとい
う点の
みは通算ができ、それ以外は全然通算されないという点であ
ります。

議長（高橋千春）こいより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）こいより質疑を終結いたします。おはかりいたしま
す。議案第八十五号は原案通り決するに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）町議決しと決ります。さう議案第八十三号は原案
通り可決いたしました。

議長（高橋千春）日程第七、福生町災害対策本部条例案議案第八十三
号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいたさします。

議長（事務局）（町長）朗読

議長（高橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

助役（森田幸造）議案第八十三号について、町説明申し上げます。災害
対策基本法の規定に基づき、自給体といたしましては災害
対策本部とするものを置かなければならない事になつてゐるために
本条例案を町提案申し上げたわけでありまして、災害が発生
したり、あるいは発生する場合におきまして、適正、迅速を期す
るために本条例を設けたもので、本案につきましては関係者



員令に付託願ひ、慎重に審議をいたさなければ幸甚と存じ奉る。
尚細部につきましては担当課長から説明いたします。

総務課長(大野忠二) ただいま助役から申された通り、災害対策基本法
が昭和五十七年に施行されて以来、そのうち多岐に及びます。町村
の区域に発生したり、発生する恐れのある場合は、防災の推進をは
かるための防災計画を定め置くという規定で、その中には災害
対策本部は町村ごとに条例をもつて定めるところの規定があります。
そのこの提案となつたわけがあります。第一条は趣旨、第二条は
本部の組織、第三条の職務は本部長は事務を総括するとし、五
項まであります。この二項は副本部長を置いて行う事になると思
います。この条例が制定されますれば規則等で詳細なものを作
りまして運営したいと思っております。そのようにお願ひいたします。
議長(市橋千春) このより質疑を行います。

二十六番(岩田博) 議長

議長(市橋千春) 十六番

二十番(岩田博) 本件は総務委員会に付託して慎重に審議願ひたいと
存じます。

議長(市橋千春) このにへ質疑を総括いたします。おはかりいたします。
議案第八十三号は総務委員会に付託し詳細に審議を願う事にい
たしていただきます。このにへ質疑ありませんか。

一 質疑なしと可なり。

議長(市橋千春) 一 質疑なしと認めます。よつてさう決定いたしましたし
た。尚本件につくは内会中の継続審査に付したいと思ひます
か。このにへ質疑ありませんか。

一 質疑なしと可なり。

議長(市橋千春) 一 質疑なしと認めます。さう決定いたしました。

「議事録(春)」日程第八編消防防災会議条例案、議案第八四号を議題
に供します。事務局をして議案の朗読をいたさします。

「議事録(町守重)」朗読

「議長(商橋春)」理事者から提案理由の説明を求めます。

「助役(森田幸造)」議案第八四号について説明申し上げたいと存じます。

本案も八五号と同じように災害対策基本法第十五条五項に定めら
れておるものでございますが、当時といたしましては、この規定といた
しまして増げ、地方防災計画の作成、推進及び災害情報の収集等を
行いたいと存じまして本案を提出した次第でございます。尚細部
については担当課長から説明いたします。

「総務課長(天野忠二)」この条例も災害対策基本法に基いて制定するも
のど、本条例例は三三條によつて規定されておりますが、本条例案
は十ヶ条の五項により組織、所掌事務等は都道府県の会議に準じて

作るという事でございします。国におきましては中央防災会議、都に
おきましては東京都防災会議というものの設置されており、その
ものに準じて作るという事になります。所掌事務もその
う関係で防災計画の作成、情報の収集等でございます。会議の組
織で、会長は町長をもち、副会長は、会長が事故等でない場合
は町長の指定する委員が職務を代理するという事でございします。
五項の委員でございします。指定地方行政機関の内から町長の任命
する者とあり、いわゆる国の出先機関の職員を町長の任命する
という事では、まずいのではないかという事もあるわけですが、
これは、都並に地方防災会議から指定する事になっており、出
先機関にも指定されておるようでございます。東京都の職員も同じ
であります。警視庁、警察官も国の方から指定されておるわけで
あります。四、五、六項は内部の職員で、町長であるものでござい
します。